

## 戸田市児童見守り支援事業補助金交付要綱

令和8年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童及びその保護者が安全で安心して小学校への登下校等ができる環境を整備するため、GPS端末の位置情報を活用した見守りサービスを提供する事業者に対し、予算の範囲内において戸田市児童見守り支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付手続等に関しては、戸田市補助金等交付規則（平成21年規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) GPS端末 全地球測位システムを活用して位置情報を収集し、及び送信する端末で、児童の見守りを行うための機能に特化されたものをいう。
- (2) 見守りサービス GPS端末を携帯する児童の位置情報その他の情報をスマートフォン等で随時確認できるサービスをいう。
- (3) 登録事業者 戸田市児童見守り支援事業サービス提供事業者登録要領（令和8年3月31日市長決裁）に基づく登録を受けた事業者をいう。
- (4) 対象児童 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間（以下「学齢期」という。）にある者（学齢期前4か月以内にある者を含む。）をいう。
- (5) 保護者 対象児童の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、対象児童を現に監護するものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、登録事業者が見守りサービスを受けようとする対象児童の保護者に対し、GPS端末機器及

び充電器に係る費用並びに登録手数料、送料、サービス利用料等（以下「初期費用」という。）を減額して販売する事業とする。  
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、初期費用（対象児童1人につき1回に限る。）とし、その他の備品等の購入費用、その他一切の経費は含まないものとする。  
（補助限度額）

第5条 補助金の額は、対象児童1人につき6,000円を限度とする。  
（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする登録事業者は、戸田市児童見守り支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 申込者一覧表（第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる見守りサービスを契約した日の属する期間の区分に応じ、当該各号に定める日（当該日が休日（戸田市の休日を定める条例（平成3年条例第17号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、直後の休日ではない日をもってその期限とみなす。）までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 4月1日から6月末日まで 当該年度の7月20日

(2) 7月1日から9月末日まで 当該年度の10月20日

(3) 10月1日から12月末日まで 当該年度の1月20日

(4) 1月1日から1月末日まで 当該年度の2月10日

3 前項各号に掲げられた期間外（2月1日から3月31日までの間）に契約した見守りサービスについては、補助金の交付対象外とする。

4 登録事業者は、見守りサービスの契約後、対象児童の保護者に対し、速やかにGPS端末等を発送し、見守りサービスを直ちに開始できる状態をもって、第1項の規定による申請を行うものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、登録事業者に対し、戸田市児童見守り支援事業補助金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査を行った結果、補助金を交付することが不適当と認めたときは、登録事業者に対し、戸田市児童見守り支援事業補助金不交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(請求)

第8条 前条第1項の通知を受けた登録事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日を経過する日までに請求書(第5号様式)を市長に提出するものとする。

(調査)

第9条 市長は、補助金の交付に関し必要と認めたときは、登録事業者に対し、関係資料の提出及び報告を求めるとともに調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 対象児童及び保護者が、この要綱に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、当該登録事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(登録事業者による個人情報の取扱い)

第12条 補助金の交付を受ける登録事業者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他個人情報の保護に関する

る法令等の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正な個人情報の取扱いを行わなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

戸田市児童見守り支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

戸田市長

所在地

事業者名

代表者名

戸田市児童見守り支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 提供する見守りサービスの名称

2 補助金の交付申請額

\_\_\_\_\_ 円（内訳 \_\_\_\_\_ 円× \_\_\_\_\_ 件）



第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市児童見守り支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった戸田市児童見守り支援事業補助金の交付について、下記のとおり交付を決定したので通知します。

記

1 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

2 申請内容

(1) 提供する見守りサービスの名称

(2) 補助金の交付申請金額 \_\_\_\_\_ 円

(内訳 \_\_\_\_\_ 円 × \_\_\_\_\_ 件)

3 その他

第4号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

戸田市長 氏 名 印

戸田市児童見守り支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった戸田市児童見守り支援事業補助金の交付について、下記の理由により不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

1 補助金不交付決定の対象者

番号	申込者氏名	対象児童氏名	住所	生年月日	申請補助金額

2 不交付決定の理由

第5号様式（第8条関係）

請 求 書

年 月 日

（宛先）

戸田市長

所 在 地

事業者名

代表者名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた戸田  
田市児童見守り支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 見守りサービスの名称
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助金の交付請求額 円

（振込先の口座情報）

補助金振込先 金融機関名	金融機関コード					支店コード			
	銀行			本店					
信用金庫			支店						
農協			出張所						
預金種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義									